

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 4 月 10 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380176

研究課題名(和文) 17世紀イングランドにおける護国卿体制の政治理念に関する研究

研究課題名(英文) A Study on Political Ideas of the Cromwellian Protectorate in 17th-century England

研究代表者

大澤 麦(Osawa, Mugi)

首都大学東京・社会科学部研究科・教授

研究者番号：30306378

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、ピューリタン革命の後半期(1653-59年)に成立したオリヴァ・クロムウェルの護国卿体制の歴史的かつ思想的意味を、宗教改革に淵源をもつピューリタニズムと古典古代の政治的伝統に由来する古典的共和主義という二つの思想的潮流に着目することで明らかにすることにあった。この体制は従来の研究の中では短命に終わった軍事独裁として、過少評価される傾向にあった。これに対し本研究は、護国卿体制こそピューリタニズムと共和主義の理念を取り入れ、これらを総合することによって、「自由な国家」としての共和国を基礎づける原理を形成せんとしていたレジームであることを見出した。

研究成果の概要(英文)：This research has aimed at making clear, in light of Puritanism originating in the Reformation as well as classical republicanism inspired by the governmental forms and writings of classical antiquity, the historical and ideological meanings of the Protectorate (1653-59) that Oliver Cromwell built in the second half of the Puritan Revolution. Although the Cromwellian Protectorate has often been denigrated as a short-lived military dictatorship, it has been found out in this research that Cromwell intended to embody in this regime the principles of the Commonwealth as 'free state' by incorporating and cooperating both Puritanism and classical republicanism.

研究分野：西洋政治思想史

キーワード：クロムウェル ピューリタン革命 憲法 共和制 護国卿 イギリス革命 共和主義 立憲主義

1. 研究開始当初の背景

(1) 先行研究

本研究の着想は、報告者が平成23～25年度に遂行した科学研究費基盤研究(C)「共和制イングランドの政治理念に関する研究：良心論および契約論の視点から」(課題番号：26380176)から生まれた。その先行研究の目的は、17世紀中葉の共和制イングランドの政治理念を、宗教改革に淵源をもつ良心論と契約論の観点を援用して明らかにすることにあった。そこには、イングランドの共和主義思想に対する従来分析は、もっぱら古典古代に由来する世俗的な国家論に依拠して行われてきたために一面的なものに陥った、という洞察があった。この点を克服するために、当該先行研究では、聖俗二つの視点からその体制の政治思想的特質を多面的に解明することを試み、その分析の鍵を個人の自由と体制への信従とを総合する社会倫理としてのピューリタニズムの良心論とそれに由来する契約論に求めた。本研究は、この視点をピューリタン革命後半期に成立したオリヴァー・クロムウェルの護国卿体制の分析に用いることで、同革命を総合的に捉える思想的視座を形成するとともに、従来護国卿体制への評価を再検証しようという発想が下地になっている。

この着想は、近年において精力的に遂行されてきた2つの研究動向によっても支えられた。ひとつがクロムウェル研究の目覚ましい進展、もうひとつがイングランド共和主義研究の隆盛であった。以下、順を追って述べてみたい。

(2) クロムウェル研究の動向

クロムウェルが1653年に成文憲法「統治章典」に基づいて就任した護国卿は、一院制の議会と立法権を共有し、国务会議の補佐で執行権を行使する終身の官職であった。それにはまた、陸海軍の指揮権と戦争・講和・外交に関する強力な権限が付与されたほか、緊急時における法の改変・廃止・制定、そして人民への課税等に関する主導権が認められていた。こうした点から、それは通俗的には、篡奪者クロムウェルへの権力の集中とその暴政が最も露骨に現れ出した体制だと見られることが多かった。実際、20世紀前半から中葉にかけては、この体制における護国卿の強権的な支配が断定され、クロムウェルをヒットラー、ムッソリーニ、スターリンらとの比較において語る言説、その体制の中央集権的な構造を強調する見解が目立った。

こうした短絡的なクロムウェル評価を転回させたのが、20世紀後半に入って影響力をもったH・トレヴァー＝ローパーの研究であった。彼は護国卿体制下の議会に関する研究の中で、16世紀のエリザベス一世を引き合いに出しながら、クロムウェルを冷静な議会運営能力と政策の一貫性を欠いた全くの素人政治家として描いた。そして、しばしの

研究の低迷期を経た後、近年精力的に遂行されてきているのが2つの研究動向、すなわちB・ウォーデンやJ・C・デーヴィスらによるクロムウェルのキリスト教思想の研究、そしてP・リトゥルやD・L・スミスらによる護国卿体制全体の実像に迫らんとする高度に実証主義的な研究である。本研究はこの2つの新しい動向の研究成果に多くを負っている。

(3) イングランド共和主義研究の隆盛

こうしたクロムウェル研究の進展に加え、本研究の重要な背景になったのが、近年におけるイングランド共和主義研究の隆盛であった。護国卿体制はまさに共和主義の躍動期と符合した。わけても、J・ハリントン、M・ニーダム、J・ミルトンといった当時の共和主義思想の「カノン」の研究には、J・G・A・ポーコック、B・ウォーデン、J・スコットほか、多くの研究者が精力的に取り組んだ。そうした中で、研究者が抱いた大きな問題関心は、「カノン」と目された思想家たちが用いた‘republic’あるいは‘commonwealth’という概念と現実に存在した共和政体との関係である。従来の見解によれば、イングランド共和国は共和主義のイデオロギーによって樹立されたものでなく、逆に、共和主義の方が1649年の国王処刑によって出現した共和国を背景に生みだされた。この両者の関係を政治思想史的に解明しようとしたのが、先に述べた報告者の科学研究費基盤研究(C)「共和制イングランドの政治理念に関する研究：良心論および契約論の視点から」であった。この延長線上において、共和国の大義を裏切ったと言われる護国卿体制と共和国および共和主義との関係を問い直したいのというのは、報告者にとって必然的に生じる問題関心であった。

2. 研究の目的

前項で述べたことを踏まえて、本研究の目的を簡潔に述べれば、次のようになる。

本研究の目的は、共和制期イングランドの後半(1653-59年)に成立したオリヴァー・クロムウェルの護国卿体制の政治思想史的意義を、宗教改革に淵源をもつピューリタニズムと古典古代の政治的伝統に由来する共和主義という二つの思想的潮流に着目することで明らかにすることである。

前項で述べたとおり、この体制は従来研究の中では短命に終わった軍事独裁として、政治思想史の観点から過少評価される傾向にあった。これに対し本研究は、その体制こそ16世紀以来のイングランドの国制論、教会論、寛容論、契約論の蓄積が、上記の二つの潮流の中で総合されようとした画期的な舞台であったことを明らかにする。またこれにより、共和制・共和主義の政治思想がもつ隠れた可能性に光を与え、現代政治理論、政治哲学、公共哲学に対して新しい考察の素材

を提供する。

3. 研究の方法

本研究は、全体を通じて、一次資料や研究文献を丹念に読み進めて、これら进行分析するという極めてオーソドックスな方法で遂行された。使用された一次資料の多くは、以下のような前世紀以来刊行されてきた複数の定評ある資料集に収録されている。

- ・ *The Parliamentary or Constitutional History of England*, 2nd. ed., London, 1762-3.
- ・ Lomas, S. C., ed. *The Letters and Speeches of Oliver Cromwell*, 3vols., Methen, 1904.
- ・ Abbott, W. C., ed. *Writings and Speeches of Oliver Cromwell*, 4vols., Harvard U. P., 1937-47
- ・ Gardiner, S. L., ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660*, 3rd ed., reprinted, Oxford U. P., 1979.
- ・ Malcom, J. L., ed., *The Struggle for Sovereignty: Seventeenth-Century English Political Tracts*, 2 vols., Liberty Fund, 1999.
- ・ *Thomason Tracts*, University Microfilms International, 1977-1981.
- ・ *Early English books, 1641-1700*.

このほか不足分については、主にイギリスの大英図書館における資料調査によって、これを補った。

また、本研究を遂行するにあたっては、各種学会を通じての関連諸分野の研究者との学術的交流も大変重要であった。とくに、政治思想学会、日本政治学会、日本ピューリタニズム学会、初期アメリカ学会の各研究大会、定例研究会での研究報告や意見交換は本研究を遂行していく上で、非常に有益であった。

4. 研究成果

本研究の中心的な成果は、次項に記載した2つの学術論文、すなわち「オリヴァー・クロムウェルの護国卿体制と成文憲法」および「クロムウェル護国卿体制における共和派（コモンウェルス＝メン）の政治理念」に集約されている。よって、以下、両論文に記された内容と意義を総括することによって、本研究の研究成果の報告としたい。

本研究におけるひとつの大きな課題は、護

国卿体制の成文憲法である「統治章典」の意味を、1647年のレヴェラーズの成文憲法草案「人民協約」に端を発する共和政体の構想の線上に位置づけて検証することであった（従来の多くの研究は、護国卿体制はもちろんのこと、その前身である1649年の共和制においてすら、それとレヴェラーズとの関係を断絶させて評価するのが一般的であった）。その結果、本研究は「統治章典」の最大の問題点が「人民協約」の前提となる契約原理を欠落させていたことにあることを発見した。「人民協約」はこれに賛同して「署名」=契約する者を人民となし、彼らの選挙によって選出される単一の代議院により統治を行う共和国を設立する構想であった。その代議院には立法権、外交権、裁判権、官吏任命権などすべての国家権力が付与されるものの、それは人民からの「信託権力」に過ぎないため人民の持つ権力（主権）と信託の範囲を超え出るものであってはならず、よって人民の「生来の権利」を侵害することはできなかった。これに対して、「統治章典」にはかかる「署名」条項はない。このため、護国卿体制は究極的には軍事力に依存したデ・ファクト理論によって、すなわち同政権が現在の治安を維持しているという事実によって、その正当性を調達する以外なかったのである。

しかし、「統治章典」そのものは、決して護国卿の軍事独裁を正当化する構造にはなっていない。その基調は政治権力の諸部門（護国卿・国務会議・議会）の間の「抑制と均衡」であり、それに基づく統治の安定が巧みに図られていたからである。そしてその背景には、クロムウェル政権自体が、軍の高級将校、議員、国務会議員、顧問官、共和主義者など、クロムウェルを取り囲む様々な党派の勢力均衡の上に形成されていたという事情があった。護国卿体制を単純にクロムウェルの独裁と断定できない所以である。このことは間もなく「統治章典」改正という各派の動きとなって現れ、護国卿体制下において計5つの成文憲法関係の文書が作成され、検討に付されることになった。それはまた、政体の選択をめぐる各派の綱引きでもあった。これらの点の緻密な分析を試みた研究は、報告者の知る限り我が国において例がなく、本研究の大きな成果であると考えている。

上述の憲法（政体）をめぐる動向の中で、クロムウェル政権が最終的に選んだのは、「謙虚な請願と勧告」という「統治章典」の改訂版であった。その特徴は護国卿体制をさらに王制に近付けたものという解釈が一般的であるが、本研究は「統治章典」下の護国卿体制ともども、この「謙虚な請願と勧告」下の体制をも、共和制の範疇において捉えるべきだという見解を打ち出した。この解釈を支えるのが、本研究において遂行した「共和派」（コモンウェルス＝メン）の政治理念の分析であった。「共和派」は、これまでの研

究でも、護国卿体制崩壊から王政復古に至る混沌期を描き出す際に欠かせない素材・エピソードとして、また当時の共和主義の「カノン」の背景として言及されることが少なくなかった。しかし、どちらの場合においても、彼らは「共和派」と呼び得るような、ひとつのまとまった思想集団とみなされてきたわけではなかった。それに対して本研究は、護国卿体制下の共和主義の基本性格の探求という観点から、また護国卿体制それ自体の特質の解明という意図から、彼らの政治思想的意義の究明を試みた。そのために本研究が導入した視点が、以下に述べる「二つの共和主義」である。

先の1「研究当初の背景」(3)において、17世紀イングランドの共和主義は1649年の国王処刑と共和政体の出現を待って始動するという従来の見解を紹介したが、本研究はこの見方に与さず、実際に共和国のシナリオは、それに先立つ1647年からクロムウェルを中心とするニュー・モデル軍とレヴェラーズとの間で練られていた点を強調した。すなわち、それが先述の「人民協約」から「統治章典」に至る流れであり(その途上の文書が「軍の抗議」、「第二次人民協約」、「士官人民協約」等である)本研究はこれを国王処刑後に始動するニードム、ミルトン、ハリントンらの共和主義の「カノン」とは区別される、もうひとつの共和主義の系譜と捉える。そして、この二つの共和主義が融合するのがほかならぬ護国卿体制であったことを発見したのが、本研究の最も大きな成果であった。このことを、本研究は「共和派」(コモンウェルス=メン)の政治理念を分析することで論証したのである。

「共和派」は元々、護国卿体制におけるクロムウェルの強権に反対した人々一般につけられた呼称であった。クロムウェル=暴君という認識は、それまで異なる思想的潮流に属してきた活動家・思想家たち、すなわち軍の下級士官、旧レヴェラーズ、急進的ピューリタンの宗教セクト、古典的共和主義者、その他の急進主義者らを反クロムウェルの旗印の下に統合させる契機になった。この「反クロムウェル」は、「反一人支配」と議会主権とに再定式化されることで、ひとつの緩やかな範疇を構成した。そして、この範疇に入り得る人々は広く「共和派」という名称で呼ばれるようになった。よって、「共和派」の理念はレヴェラーズの契約論とも、古典的共和主義とも単純に同一視できない、著しい雑種性を帯びていったのである。このことは、この時期のJ・ストリーター、H・ヴェーン、H・スタップ、J・ワイルドマン、J・リルバーンらの政治文書から十分に読み取ることができる。

しかるに、この「共和派」の見解をそのままの形で容認する限り、護国卿体制は共和制のアンチテーゼであり、それが共和主義を体現しているとは決して主張しえない。しかし、

先述したような「抑制と均衡」を基調とする「統治章典」の統治機構論を考えてみても、我々は「共和派」の主張を無批判的に受け入れることはできない。確かに、クロムウェル政権がたびたび行った議会の武力解散等は正当化しえない暴挙に見える。ただし、その際に留意すべきは、クロムウェルによる強制解散にあった議会そのものが、自らの正当性を主張しえない存在であったことである。「共和派」の一院制議会主権論が拠り所にした、1649年3月の「共和国宣言」を行った残部議会は、いかなる原理にも支えられていない、「古来の国制」の残骸であった。そのような前時代の残骸に国王を裁く特別法廷を設置して処刑を断行し、さらに国制を変更する権限があることを誰も説明できなかった。共和国の正当性を得る手段を国民の事後的な承認に求めた共和国臣従契約も結局は上手くいかず、デ・ファクト理論を頼りにしたが、その理論では共和国という政体そのものを弁証することはできなかった。「共和派」はクロムウェルが共和国の大義(「古き良き大義」と呼ばれた)に背いたと主張したものの、共和国にはクロムウェルに裏切られるような「大義」は最初から存在しなかったのである。だとすると、「共和派」の「大義」は全くの虚構のうえに成り立っていたスローガンであったと言うしかない。しかも、共和派が拠り所にした残部議会の体制を強権によって生んだのは、彼らが「一人支配」として批判を向けたクロムウェルを中心とするニュー・モデル軍であった。共和派は最大の論敵が作ったレジームの枠組みのなかから出られずに、しかもその建設者を攻撃することでしか自らの存在をアピールできなかったのである。また、「共和派」のこうした性格が、本来起源を異にする多様なグループをそこに包摂することを可能にした。彼らは論敵クロムウェルが健在である限り、共通の敵の作ってくれた既存の舞台上で安んじて活動することができ、自らの独自のレジーム構想の実現の方法を真剣に練る必要も、その構想を相互に戦わせる必要もなかったからである。とくに、共和政体の秀逸性を理想論的に説くことを旨とし、たとえば前国家的な自然状態から国家を説明した契約論者と異なっていて、そもそも政治社会の設立原理の構想を打ち出すことを不得手とする古典的共和主義にとっては、ある意味で活動し易い状況であった。そして、「共和派」の活動はクロムウェルの死とともに終わる。護国卿体制の崩壊後の混乱から、彼らは現実味のあるいかなる国家構想も打ち出すことはできずに、王政復古を迎えたのであった。

以上のことから、本研究は次のことを結論とする。護国卿の一人支配と暴政への批判を旨とした「共和派」の理念は、その内実を護国卿体制の構造と原理とに著しく規定され、依存していた。さらに言えば、共和派の共和主義は護国卿体制の提供する枠組みのなか

で初めて明確な輪郭を与えられ、現実への着床を目指しうるプログラムになり得たのである。そして、そうであるとすれば、護国卿体制こそ共和国の大義を裏切ったのではなく、実はそれを体現せんとした体制であったと言える。事実、クロムウェルの側では、何とか護国卿体制の強権体質から脱出する道を模索していた。護国卿体制の正当性を得て、レジームの安定を獲得するためには、憲法の統治機構論の整備よりもコミュニティからの承認と支持を広く調達しなければならなかった。クロムウェルはこのことを痛感しており、そのためにも州ジェントリからの支持を調達できる議会選挙制度と多様なピューリタン諸派を包摂できる寛容な国教会制度の確立を目指した。これが実現したとき、クロムウェルの体制はコミュニティからの支持と権力抑制の統治機構を備えた、しかも「共和派」の要求をも含みこんだ安定した共和国に生まれ変わるであろう。護国卿体制は、クロムウェルにとって、あくまでその途上にある過渡期の形態であったのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4件)

大澤 麦「書評: Marco Barducci, *Order and Conflict: Anthony Ascham and English Political Thought, 1648-50*, Manchester University Press, 2015」、『ピューリタニズム研究』11、2017年、64-65頁、査読なし。

大澤 麦「クロムウェル護国卿体制における共和派(コモンウェルス=メン)の政治理念」、『法学会雑誌』57巻2号、2017年、123-162頁、査読なし。

大澤 麦「書評: 岩井 淳『ピューリタン革命の世界史: 国際関係のなかの千年王国論』ミネルヴァ書房、2015年」、『ピューリタニズム研究』10、2016年、59-60頁、査読なし。

大澤 麦「オリヴァ・クロムウェルの護国卿体制と成文憲法」、『法学会雑誌』56巻1号、2015年、329-359頁、査読なし。

〔学会発表〕(計 2件)

大澤 麦「共和国のモーメント: 0・クロムウェル護国卿体制下の共和派(コモンウェルス=メン)の理念」、政治思想学会第23回研究大会、2016年5月29日、名古屋大学(愛知県名古屋市)。

大澤 麦「オリヴァ・クロムウェルの護国卿体制と立憲主義」、第9回日本ピューリタニズム学会研究大会、2014年6月21日、青山学院大学(東京都渋谷区)。

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大澤 麦 (OSAWA, Mugi)
首都大学東京・社会科学部研究科・教授
研究者番号: 30306378

(2) 研究分担者

なし()

研究者番号:

(3) 連携研究者

なし()

研究者番号:

(4) 研究協力者

なし()